

○岡山市教育研究研修センター設置条例

昭和62年9月24日

市条例第42号

改正 平成3年12月25日市条例第46号

平成9年12月22日市条例第69号

平成10年6月26日市条例第36号

平成14年3月22日市条例第25号

平成15年2月25日市条例第17号

平成15年12月25日市条例第59号

平成16年6月24日市条例第39号

平成20年12月25日市条例第71号

平成23年3月16日市条例第46号

令和3年3月17日市条例第43号

(設置)

第1条 教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修を行うことにより、本市における教育の振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、岡山市教育研究研修センター（以下「教育研究研修センター」という。）を岡山市東区向州1番1号に設置する。

(事業)

第2条 教育研究研修センターは、次の事業を行う。

- (1) 教育に関する調査研究に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修に関すること。
- (3) 教育に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。
- (4) 情報機器等の整備及び情報教育に関すること。
- (5) その他教育の振興を図るために必要な業務に関すること。

(職員)

第3条 教育研究研修センターに、所長その他の必要な職員を置く。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（平成3年市条例第46号）

この条例は、平成4年2月1日から施行する。

附 則（平成9年市条例第69号）

この条例は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成10年市条例第36号）

この条例は、平成10年6月29日から施行する。

附 則（平成14年市条例第25号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年市条例第17号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年市条例第59号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年市条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年市条例第71号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年市条例第46号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和3年市条例第43号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。